

社会福祉法人黒部笑福学園役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人黒部笑福学園(以下「この法人」という。)の定款第7条及び第20条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第2章に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第7条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間80万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。

3 理事の報酬額は、別表1「理事の報酬」に定めるとおりとする。

4 監事の報酬額は、別表2「監事の報酬」に定めるとおりとする。

5 評議員の報酬額は、別表3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、会議等へ出席した時又は出張した時は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。ただし、月額での報酬と定めた場合は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月23日(定時評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 1 「役員報酬」

役職名	報酬額
常勤理事	該当者なし（使用人として給与が支給される者を除く）
非常勤理事	理事長 月額 30,000 円（月 3 回以上の職務） その他の理事 会議出席の都度 1 人一律 5,000 円

別表 2 「監事の報酬」

役職名	報酬額
常勤監事	該当者なし
非常勤監事	会議出席の都度 1 人一律 5,000 円

別表 3 「評議員の報酬」

役職名	報酬額
評議員	会議出席の都度 1 人一律 5,000 円